

札幌市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

令和6年（2024年）9月18日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市国民健康保険条例の一部を改正する条例

札幌市国民健康保険条例（昭和36年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第27条中「第9項」を「第5項」に、「、若しくは」を「、又は」に改め、「、又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じないとき」を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）附則第16条の規定によりなお従前の例によることとされる被保険者証に係るこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（理 由）

国民健康保険法の一部改正に伴う規定整備を行うため、本案を提出する。